

平成 2 8 年 1 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成28年1月教育委員会定例会議

日 時 平成28年1月27日(水曜日)

午後1時35分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席委員(5名)

1番	委員長	長	後藤真琴君
2番	委員長職務代行		成澤明子君
3番	委員		留守広行君
4番	委員		千葉菜穂美君
5番	教育長		佐々木賢治君

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

教育次長兼教育総務課長 渋谷芳和君

教育総務課長補佐兼近代文学館長

末永裕悦君

教育総務課長補佐 寒河江克哉君

学校教育専門指導員 岩淵薫君

傍聴者 2名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

・ 報告事項

第3 行事予定等の報告

第4 教育長の報告

第5 報告第1号 平成27年第5回美里町議会定例会における教育委員会委員の任命に

ついて

第 6 報告第 2 号 平成 27 年度生徒指導に関する報告 (12 月分)

第 7 報告第 3 号 区域外就学について

第 8 報告第 4 号 指定校の変更について

・ 協議事項

第 9 美里町議会常任委員会の研修課題に関する提言について

第 10 第 3 回美里町総合教育会議について

第 11 基礎学力向上・いじめ対策等について (継続協議)

第 12 美里町学校教育環境整備方針について (継続協議)

・ その他

第 13 2 月教育委員会定例会の開催日について

第 14 美里町総合計画について

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 1 号 平成 27 年第 5 回美里町議会定例会における教育委員会委員の任命に

ついて

・ 協議事項

第 9 美里町議会常任委員会の研修課題に関する提言について

第 10 第 3 回美里町総合教育会議について

第 11 基礎学力向上・いじめ対策等について (継続協議)

第 12 美里町学校教育環境整備方針について (継続協議)

・ その他

第 13 2 月教育委員会定例会の開催日について

第 14 美里町総合計画について

〔以下、秘密会扱い〕

第6 報告第2号 平成27年度生徒指導に関する報告(12月分)【秘密会】

第7 報告第3号 区域外就学について【秘密会】

第8 報告第4号 指定校の変更について【秘密会】

〔 2 番千葉委員より 5 分程度の遅刻通知があったため、会議開始を遅らせる 〕

午後 1 時 3 5 分 開会

委員長（後藤眞琴君） ただいまから平成28年 1 月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、末永教育総務課長補佐兼近代文学館長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいりたいと思います。

日程第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴君） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は委員長から指名することになっておりますので、今回は 2 番成澤委員、4 番千葉委員にお願いいたします。

日程第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴君） 日程第 2、会議録の承認に入ります。

調整された会議録は事前に配付されており、各委員には、お目通しをいただいていると思いますが、事務局に修正などの連絡はございましたでしょうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、前回の会議録につきましては、各委員のほうにお目通しをいただきましたが、昨日まで修正等の連絡はございませんでした。以上、報告申し上げます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、会議録の修正がないので、会議録を承認してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、前回の会議録は承認されました。

報告事項に入る前にお諮りいたします。以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については、日程の最後に行うことにいたします。

そして、本日の日程第 6、報告第 2 号 生徒指導に関する報告から日程第 8、報告第 4 号 指定校の変更についてまでは、個人情報を含む議事であり、非公開とすべきと考えますが、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤眞琴君) それでは、ご異議なしと認めます。よって、報告第2号から報告第4号まで秘密会にし、議事進行は、その他の日程第14、美里町総合計画についてが終了した後にいきます。秘密会においては、傍聴者の皆様の退室をお願いいたします。

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

委員長(後藤眞琴君) それでは、議事を進めてまいります。

報告事項、日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、お手元に配付しております教育委員会教育総務課行事予定表、平成28年2月を見ていただきたいと思います。主だった行事のみを報告させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

[以下、資料に沿った説明につき、詳細省略]

- ・ 2月2日 事務局教育総務課の定期監査(監査委員2名来庁)
- ・ 2月3日 平成28年度入学県立高校前期選抜試験 合格発表は2月12日
大崎地区教育長連絡会
- ・ 2月4日 第3回総合教育会議、園長所長会
- ・ 2月8日 議会全員協議会(委員長、教育長、事務局出席)
学校教育環境整備方針、学校再編ビジョン〔案〕の説明
- ・ 2月15日 行政区長会議、教育長情報交換会、生徒指導連絡協議会
- ・ 2月18日 【予定】教育委員会定例会
委員長選挙、学校教職員管理職人事案件
- ・ 2月20日、21日 3歳児図書館利用促進事業「あつまれ3歳っこ」 対象人数170名
- ・ 2月22日 教育委員会委員辞令交付式(千葉委員)
3月議会定例会招集告示
- ・ 2月24日 臨時課長会議(一般質問答弁調整)
- ・ 2月28日 「みやぎミュージックフェスタ2015 in みさと」
中学校吹奏楽、南郷小マーチングバンド演奏
- ・ 欄外に3月予定あり。小中学校卒業式、幼稚園修了式の日程を掲載。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問などございませんか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

なければ、行事予定表の報告を終わります。

報告事項 日程第4 教育長の報告

委員長(後藤眞琴君) 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

教育長(佐々木賢治君) それでは、座ったまま失礼させていただきます。1月の定例会ということですが、ことしもよろしくお話ししたいと思います。

それでは、プリントに沿って報告させていただきます。

1月の校長会で指示した主な事項を裏面に毎回のように載せさせていただきました。1月中旬15日に定例会がございまして、主に10点ほど項目が多かったのですが、お話をしております。

一番目、はじめにということで、各幼稚園、小・中学校、1月8日、順調にスタートできたことに、教育委員会として感謝ということでお話をしました。休み中大きな事故、トラブル等もなく各幼小中の先生方の指導が徹底していたのかなと、あるいは保護者等の地域等の協力をいただきながら、年末年始、子どもたちは安全に過ごしたようであります。

それから、3点目、町長の新年における特に3点について、具体的の方針がございました。それらについて、メールで各学校に行ってはいますが、私のほうで簡単にお話をいたしました。

それから、3番目ですが、3番目、4番目は来年度の全国学力・学習状況調査、それから県の学力・学習状況調査の日程内容等、あるいはそれに向けての対策といたしますか、考えられる取り組み等、お話をいたしました。なお、情報として、県の学力・学習状況調査は平成28年度で最後になるのではないかなという情報を、県のほうからいただいております。

それから、5点目は学び支援コーディネーター等配置事業。家庭学習の定着等と学力向上、基礎学力向上を結びつけることを期待して、ことしで4回目になりますか、実施しております。それらの報告等を、あるいは平成28年度の取り組みのお願いなどについてお話をしております。

それから、6番目、再編ビジョン等、現在の教育委員会の大きな課題なのですけれども、そういうことについてもお話ししました。

あと人事関係、7点目にありますが、特に(3)番目、町職員の人事です。いろいろな職種があるわけですが、特に教員補助員配置要綱並びに特別支援教育支援員の配置要綱について、平成28年度からはきちんと線引きをして、こういった方向で取り組んでいきますということを伝えてあります。

それから、8番目、安全管理運営等につきましては、特に毎回お話しして、注意喚起をして

いるところですが、(4)番のスクールバスの乗車マナー等について、あとで教育長の報告にもありますけれども、6日にスクールバス運転手研修会等を実施しております。その内容について校長会でもお話ししております。運転手からの今まで気をつけてきたこと、これからも気をつけていって、こういうふうに気をつけていく、それからバスの中の状況、1人ずつお話をいただいて、それらをプリントしたものを配付し、ぜひ運転手も一所懸命やっていますので、学校での取り組みもよろしくお願ひしたいと、そういった内容でお話をしました。

には、ある学校ではバス停ごとに乗車指導、当番制で保護者をお願いしている学校などもありました。そういったことなども紹介しながらスクールバスの運行管理、それから安全運転、子どもたちのマナー、保護者等の協力・理解などについてお話をいたしました。

それから、(5)番目です。管内でちょっとした事故がございました。個人情報の管理についてです。美里町としても十分、さらに気をつけていきたいと思いますということで、お話をしております。9番、10番はそのとおりであります。

また、表のほうをお願いします。

1月の主な行事、会議等ではありますが、前回の定例会以降なのですけれども、12月28日に退任式、これは大友参事です。12月で退任されるということで、本庁舎で委員長などにご出席をいただき、退任式を行っております。その後、仕事納めです。

それから、1月4日から平成28年スタートということで、午前9時から仕事始めを行っております。6日、先ほど申し上げましたスクールバスの研修会です。8日、3学期始業式。それから3連休でしたが、9日土曜日、美里町消防団出初め式。9時から出発式、それからセレモニーが10時からと。10日、成人式、文化会館にて。委員長初め委員の皆様にご出席をいただきました。それから、11日、これは私が出たのですが、1万人寒稽古です。

それから、15日に町内校長会をここでい、その後すぐ、本庁舎で会津美里町との締結式が行われております。会津美里のほうから町長さんほか15、16名ほどおいでいただきまして、もちろん議会関係の方々もおいでいただきました。美里町としても向こうの職種と合わせて16人ほど締結式に出席し、無事締結されました。

それから、23日土曜日、先週の土曜日ですが、美里町合併10周年記念式典。午後1時半から文化会館。約4時近くまでかかりまして、その後会場を移動して農協会館で祝賀会と新春の集いを実施しております。27日、本日であります。

1月の今後の予定は、29日に第1回目の人事調整会議。これは学校教職員です、教員です。人事調整会議が9時から古川合庁で実施の予定であります。以上でございます。

それから、ここには書いていないのですが、美里町の中学校で剣道の授業、学習指導要領が改定されて今年で4年目になるのですけれども、各中学校の保健体育で武道を指導しなさいということで、美里町としましては剣道を各学校で男女必修ですね、やってきました。

剣友会のほうから講師を派遣しますから、活用いただきたいということで、本当に指導補助員という形で剣友会の方に講師として来ていただきました浅野正浩さんですが、剣道6段のすごい方なのですが、御存じの方多いと思いますが、先日、交通事故で突然亡くなりました。大変気の毒なことでしたが、私も葬儀に参列してきましたけれども、そういった子どもたちがお世話になった方、子どもたちもお別れの回想文など、校長、教頭に代読してもらいましたが、そういったこともございました。皆さんとともにご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） ただいまの説明に質問などございませんか。

僕から1つ、お願いなのですが、8番のところの安全管理運営等について、(5)番、印のところ。美里町職員のためのコンプライアンスガイドラインなのですが、私は先ほどいただいたのですが、教育委員の皆さんにもお渡しいただければと思いますので、帰りのときまでよろしくお願いします。

教育長（佐々木賢治君） 今の件ですが、各学校にはもちろん行っていますし、教育委員さんには前もって渡すべきだったのですが、後程お渡しします。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ、教育長の報告を終わります。

日程第5 報告第1号 平成27年第5回美里町議会定例会における教育委員会委員の任命について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第5、報告第1号 平成27年第5回美里町議会定例会における教育委員会委員の任命について、事務局より報告お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから報告させていただきます。

昨年12月17日に開かれました平成27年第5回美里町議会定例会において、同意第2号「教育委員会委員の任命について」、これは千葉委員さんの再任の案件だったのですが、町長から提案されました。

その質疑の中で、櫻井功紀議員から提案された千葉菜穂美委員は、平成22年12月に町長及び教育長に提出されました「小牛田地域学校給食センター計画凍結を求める署名」に本人が署名し、また家族全員も署名しているとの発言がありました。この署名は、町長及び教育長宛てに提出されており、その署名をした事実を知らせることができるのは、町長か教育委員会部局職員ということになります。調べたところ、この署名簿を閲覧させたのは教育長でありました。

時間がかかり経過しておりますが、その経過について私から報告させていただきます。

平成26年8月末ごろ、櫻井議員から教育長に小牛田地域学校給食センター計画凍結を求める署名簿を閲覧してほしいとの電話がありました。教育長は、議員活動の一環だと認識しまして、閲覧させることを承諾いたしました。同年9月17日に千葉委員の任命の同意議案が追加提案され、その後だと思いますが、櫻井議員が教育委員会を訪れ、教育長室で署名簿を閲覧しております。同年9月22日に千葉委員の任命の同意案が質疑、採決されましたが、質疑もなく議員全員の同意をいただいております。

問題となりました昨年12月17日の平成27年第5回議会定例会においても、議員の同意を得て千葉菜穂美委員は再任されております。今年になりますが、1月10日に小牛田地域学校給食センター計画凍結を求める署名簿を閲覧させたことの経緯について、委員長、教育長、私の3人で町長に報告をいたしております。

1月12日に町内の団体から美里町議会議長宛てに、平成27年第5回定例会における千葉委員の任命同意での議員の発言について、質問書が提出されたと聞いております。また、1月21日付で、町民の方から教育委員長宛てに行政文書開示請求書が提出されております。請求する行政文書の内容は、平成22年12月3日に教育長に提出された学校給食センター計画凍結を求める要求署名の開示状況を示すものであります。以上、私のほうから報告をいたしました。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

教育長（佐々木賢治君） 委員長、今の次長から今までの経緯を報告させていただきましたが、私の隣にですね、本人千葉委員さんがおられるところで、大変本当に教育長の認識不足の行為で不快な思いをさせて、ご家族を含めて驚かせてしまったなど、大変申しわけなく思っております。最初におわびを申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

それで、いま次長が申し上げましたが、署名簿ですか、私はあの時点では全く個人情報との認識が不足しておりました。いわゆる学校でいえば通信表とか生徒の住所とかの個人情報です。

そういった認識をしっかりと持っておらず、あの署名そのものを見せてはいけないという認識というのは本当に大変薄く、乏しく、そういった結果このような行為を招いてしまいました。

本当に申しわけないという気持ちであります。そのところをはっきり私が認識をしておれば、結果的にこういった状況にはならなかったのかなと思っています。心よりお詫び申し上げたいと思っております。お詫びということで報告をさせていただきました。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

そのほかに関しましては、教育委員会でもその個人情報の取り扱いについていろいろお話ししておけばよかったのを、僕もうっかりしてしまっていて、お話しする機会を逸しまして、こういう事態が発生しましたこと、教育委員会の委員長として教育委員の皆様におわび申し上げたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

4番委員（千葉菜穂美君） 済みません、私も一言いいですか。こういう事態が発生してとっても皆さんに申しわけないなと私のほうも思うのですけれども、その当時は一保護者として、やはり子どもたちに温かい給食、給食をつくっている匂いとかそういうのを体験しながらおいしい給食を食べさせたいという思いがありまして、学校の自校式の給食がそのまま継続してもらえるといいという希望があって、私も家族も署名したところだったのです。

それで、当時まさか私が教育委員になるとも思ってもいませんでしたし、だから皆さんにはちょっと申しわけなく思っていますが、任命されることを予想もしていなかったもので、私個人的には余りそんなに深くというか特別気にしてはいないのです。家族にもその旨は話したのですけれども、「特に気にすることはないよね」ということでしたので、個人情報は個人情報なのですけれども、気になさらないでいただければよろしいかなと思います。

委員長（後藤眞琴君） その点ね、教育委員は、地方教育行政という法律によりますと、政治活動をしてはだめだなんて一言もないのです。政党に入っているでもいいのです、教育委員になるといっても。

ただ、教育委員5人の中で過半数が同じ政党になってはだめだという規定があるだけで、政治活動をしてもいいし、その署名活動も当然してもいい。僕もあのときに署名しておりますし、それから隣の人にも署名をお願いしておりますので、その点はご理解いただければありがたいと思います。

ということで、ただいまの説明に質問などございませんか。それから意見などあったら、いかがでしょうか。

2番委員（成澤明子君） そもそも櫻井議員さんが署名簿を閲覧するという行為は、議員さんとして許されることなのではないでしょうか。署名簿というのは個人情報がぎっしり詰まったものですよ。私事ですけれども、ボランティアで目の不自由な方に声の広報をお届けしているのです

けれども、そのお届けするのを多くの人にお届けしたいので、「目の不自由な方はどんな方がいらっしゃるのでしょうか」ということを尋ねようにも、個人情報開示ということで「それはできないのです」と言われている。そういうジレンマみたいなのもあるのですけれども、署名簿といったら本当にもう、千葉委員さんだけ今取り沙汰されていますけれども、多くの方が署名しているわけですから、それを閲覧するということは、議員さんとしては議員活動ではあるのかもしれませんが、よろしいのでしょうか、ということが1つと。

あと千葉議員が今申しわけありませんと言いましたけれども、謝ることは1つもないのではないのでしょうか。

委員長（後藤眞琴君） それは、どうなのでしょう。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 署名簿というのは個人情報で当然住所、名前が入っておりますので、個人情報になります。議員活動の一環での閲覧でも、できないというふうに考えております。

なお、議員というのは秘密を守る義務というのがないのです。地方公務員の一般職であれば、その秘密を守る義務というのは課せられているのですが、議員さんには義務が課せられておりませんので、そうしますと他にお話ししても地方公務員法の違反には問えないという形になりますので、そういうことも含めて閲覧はできないものだというふうに認識しております。

2番委員（成澤明子君） そうしますと、そういうことを取り上げた町の議会というのもどうなのでしょうね。そういう発言を許したといえますか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 私もその議会の運営につきまして、何ともこの場でお話しすることはできませんので、その議会運営については、議長さんが当然その場を仕切る形になりますので、この場では何とも説明できませんので、ご理解お願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） 僕があのかき議会に出ていて聞いたので、僕の印象としましては、櫻井議員さんは教育委員が政治活動をしてだめなのだと、間違った認識のもとに自分の論理を組み立てて質問していたものですよ。

ですから、その間違った認識のもとにあるのだということ、どう議会で取り扱うのかというのが、これからの問題になるかと思うのですが、その辺のところは教育委員会としては何の関与も、議会のことですので、できないのではないかと思います。ただ印象としては、間違った認識のもとで質問をしているというふうに思っております。

ほか、何かありますか。

それで教育長さんからの説明では、櫻井議員さんが閲覧を要望したときに、教育長さんは議

員活動の一環として来られたという理解、そう認識していた。それを櫻井議員さんが議員活動の一環としてなのだから当然見せると、閲覧して当然なのだというようなことがあったのかどうかは、この辺、教育長さんいかがですか。

教育長（佐々木賢治君） そこまではちょっと記憶がありません。

委員長（後藤眞琴君） 教育長さんが、議員活動の一環として来られたと認識したと。

教育長（佐々木賢治君） そうですね、はい。

委員長（後藤眞琴君） その辺のところ、そういうことを、僕でもそういうことだったらあるいはしたかもしれないので。

これからこういう事態を起こさないように、再発防止についてこれから教育委員の皆さんでお話し合いをしておいたほうがいいのではないかと思います。その辺のことでご意見、フリートーキングでよろしいですので、よろしく願いいたします。再発防止という観点から。

3番委員（留守広行君） 委員長、わからないのですけれども、情報公開条例に基づいてそういう公開を求めるときには、どこか窓口申請するのではないかと思います。櫻井議員さんは直接こちらに赴いて請求なされたのでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 文書によって求めたわけではなくて、電話で連絡があって、直接訪問するのと。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 行政文書の開示請求については、総務課のほうが窓口になっておりますので、その総務課を通して関係する課にこういう請求がありましたよという、総務課長からこちらのほうに来るとというのがルールであります。あくまで情報公開については、窓口は総務課だと。

3番委員（留守広行君） これからは、その手順を踏んでいただくというのが原則なのかなと思います、閲覧などの請求については。

委員長（後藤眞琴君） その決まりに従ってすると。ほか、何かございませんか。

それから、美里町個人情報保護条例というのがあるのですね、この辺のところも後で。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 後程、コピーして委員さんのほうに個人情報保護条例とそれから保護条例施行規則というのがございますので、それぞれコピーして会議終了までにお渡しします。

委員長（後藤眞琴君） そういうものもあると。それから、先ほど申し上げました、お話しをしたコンプライアンスのガイドラインなども。コンプライアンスというのは、日本語にすると

法令遵守というような意味ですけれども。

それで今度うっかりして、みんなしかねない可能性はあるのではないかと思って、もし外部から要望、要請があったとき、それからあるいは教育総務課の職員の方にあった場合には、個人的に対応しないで必ず上司に相談して、あるいは教育委員会の誰かに相談する、意見を聞く。

それで、その後対応していくというふうな形をとっておけば、今回のようなことをある程度、防げるのではないかなというふうな気がするのですけれどもね。

ほか、何かありますか。うっかりしてこういうことをしてしまうと、いろいろなことが憲法に抵触するような事態になってきますので、これからいろいろ注意したいと、注意しなければいけないと思っています。まず、自分に言い聞かせています。

ほか、何かお気づきになりましたら。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

先ほどの再発防止の件でございます。これは1つの案でございますが、町のほうではコンプライアンスのガイドを作成した担当者がございます。また、個人情報などについて詳細な事務をしている職員もいるものですので、そういった職員の方を招きまして、教育委員または学校長などを含めまして、そういった研修会などを開催したらどうかといったことを委員長とも先に協議しております。

そういったことでご理解いただけるのであれば、今後町の担当課のほうと日程、あとは内容について進めさせていただきまして、後日教育委員の皆様方にもこういった日程でどうでしょうかといったことで、案を示したいと考えておりますので、その件についてご意見などいただけたらありがたいかと思っております。

教育長（佐々木賢治君） 今の件ですが、私も言いそびれていたのですが、自分がこういう失態をしたので、事務局や委員長といろいろ再発防止について何ができるのか話し合いました。

それで、コンプライアンス、個人情報の保護も含めまして、職員に再発防止という文書で通知するのもいいのですが、それよりもまず私たちが詳しく研修をして、特に私などは特にそうなのですが、認識をきちんと持って再発防止に努めなくてはいけないなど。私たちが研修をして、その後に機会あるごとに職員に通知するなり、そういった考えがいいのかなと思ひまして、大変本当におこがましいのですが、教育委員さん方々にご理解とご協力をお願いしたいなど、事務局として思っております。よろしく申し上げます。

委員長（後藤眞琴君） この点、先ほど教育長さんや事務局からお話があって、それはいいことだねということで僕は賛成したのですけれども、その点いかがでしょうか。

(「お願いします」の声あり)

それでは、そのことよろしくこれからお願いいたします。

ほか、何か。なお、この件につきまして、教育委員会において審議や協議が必要となった際には、各委員のご意見を伺った上で、臨時会を開催いたしたいと思っておりますので、その際にご協力お願いいたします。

ほか、何かございませんでしょうか。なければ、報告第1号を終わりたいと思います。

それでは、さきに協議しましたとおり、報告第2号から第4号までは秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

協議事項 日程第9 美里町議会常任委員会の研修課題に関する提言について
委員長(後藤眞琴君) それでは、協議事項に入りたいと思います。

日程第9、美里町議会常任委員会の研修課題に関する提言について協議いたします。事務局より協議内容の説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) それでは、私のほうから説明いたします。

お手元に常任委員会の研修課題に関する執行部への提言ということで、事前にお渡ししております。それに基づきまして、説明させていただきます。

議会では、政策提言に向けた活動の一つとして、常任委員会ごとに研究課題を設定して調査研究を行っております。ことし12月の定例会で、総務産業建設常任委員会、そして教育委員会が所管する教育民生常任委員会から報告書が提出されております。その内容につきましては、まず政策研究に関する事項ということで、「学校給食費補助制度及び食材の地場産利用拡大について」が研究課題となっております。目的等はお読みいただいていると思いますが、経過の中で教育総務課がかかわった部分がございますので、それについて報告します。

5月28日に教育民生常任委員会から教育総務課の職員、私と小南係長になりますが、学校給食法及び食育基本法と当町学校給食の状況について説明を行っております。6月26日にも引き続き、私と小南係長が給食費の未納状況、そして給食費全額無償化にした場合の町の負担額、食材の搬入ルート、残食の状況について説明を行っております。

その際に問題になったのが、学校給食法第11条第2項というのですが、これは学校給食に要する経費、食材になるのですが、「学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担する」とあります。保護者の負担軽減を図るため学校給食費の無償化や一部補助、助成した場合、学校給食法に抵触しないかという常任委員会の問い合わせがありまして、これについて県

のほうにも問い合わせたのですが、国の法律なので文部科学省に照会をしております。その中では、結論的には学校給食の全部、一部を補助することは禁止するものではないということなので、学校給食費の全部または一部を助成することは、この学校給食法には抵触しないという回答を得ております。

その後、11月16日に学校給食の状況についてということで、北浦小学校の栄養教諭と南郷給食センターの栄養士との意見交換という形で、私を含めて議員のほうから学校給食の現状についての問い合わせがございました。

最終的な提言ということで、まず1つが学校給食費補助について。小学校・中学校に在学している児童生徒について月1,000円、年間で12,000円の助成を行うと。また、在学している3人目以降については、半額助成とする。

2つ目が、学校給食食材の地場産利用拡大についてということで、教育委員会が中心となり、食材の地場産品利用拡大を進める必要があると。そのためには生産者、JAみどりの学校及び担当関係課と協議を持ち、安定した生産と供給の確保を推進すべきであるという提言が出されております。以上、ご説明申し上げました。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質問やご意見ございませんか。

渋谷次長さん。毎月1,000円ずつとして3人目以降について半額助成とすると、合わせてどのくらいになるのか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 済みません、在籍している3人目以降は半額という部分で、人数がちょっとわからないものですから。一応現在小学校・中学校、そして幼稚園を含めて在籍している児童生徒に年間12,000円を助成した場合については、現在小学校が1,194人、中学校が608人、それから幼稚園の分が入らないような表現なのですが、幼稚園を含めた場合、これは南郷幼稚園が給食の提供をしておりますので104人ということで、幼稚園を含めると2,280万円ほどになります。2,300万円弱というふうになります。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

これは町に協議はしてあるの。負担はこれくらいだという、金額はこれくらいだという。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） この提言は12月議会で提言されておりまして、まだ執行部とは当然話をしておりません。

その前に教育委員会の中で協議をしてもらって、それからということになると思います。

委員長（後藤眞琴君） では、ご意見よろしくお願ひします。

3番委員（留守広行君） このことにつきましては、議会のほうで提案したいのでしょうか。それとも、教育委員会ですてくれということなのでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 研究課題に関する執行部への提言という形なので、当然議会のほうでは学校給食費については、補助したほうがよろしいのではないかという提言になります。それから、学校給食食材の地場産品の利用拡大について推進すべきだという、あくまで提言になりますので、その辺をご理解願いたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） そういうことについて、教育委員会ではどういうふうにかえるかということをお話ししましょうということですね。

2番委員（成澤明子君） 1つ目の2,300万円弱をですね、次代を担う子どもたちの血となり肉となるように補助するということなのですから、可能であれば是非と思います。

それから、2番目ですけれども、地場産品をなるべく利用していこう、拡大していこうということは大賛成だと思います。やはり、美里町の基幹産業は農業ですし、よそから来たものを買って子どもたちに提供するというのと、地元にあるものを食べさせるということは、経済的にはすごく効果があると聞いていますので、とてもいいことだと思います。なるべく地場産品を使ったほうがいいのではないかと思います。それから、セシウムのことはまだ全くないわけではないのですけれども、福島とかに比べれば、どちらかといえば線量は低いほうなので大丈夫、よろしいのではないかと思います。

委員長（後藤眞琴君） 渋谷次長さん、給食費の補助など、これは所得の低い人には今でもいろいろ補助はしてあるのですか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 学校給食につきましては、低所得者の方については、町のほうから補助という形をとっております。これについては、学校給食費については全額の助成になります。その基準については、この場ではちょっと表現できないのですが、それについては後日、資料として提出させていただきます。基準がすごく細くなっております、それに該当する方については、当然補助することになっています。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、町が独自に1,000円を負担すると、かなり余裕のある家庭にも助成するようになりますよね。その辺では、ちょっといろいろな意見がある方もあるかと思うのですけれども、まちづくりの観点で子どもを持っている人たちが美里町ではこういう形で年間12,000円の助成を行っているという観点から考えた場合には、あったほうがいいのかという感じを僕はするので、その観点からは。

ただ、余裕のある方にもそうするのかというときには、まちづくりのこれからの人口減少、

子どものことで説明があるいはできるということではないかということはお話しできるかと思うので、僕も月1,000円で総額2,300万円弱。半額の子どもを入れればもっと多くなりますけれども。

それから、もう一つの地場産利用拡大について。これは、教育委員会が中心となりということが気になるのですけれども、地場産利用拡大そのものについては、僕も大いに賛成なのですけれども、教育委員会が中心となると、今でも手一杯なところにこういうことが入ってきたら、大丈夫できますか。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 今はないのですが、前は地産地消の関係のそういう関係する団体や関係課で協議会がありました。現在機能しておりません。それにつきましては、地場産品の関係になりますので、産業振興課のほうが事務局を担っていたのですが、現在協議会についてはなくなっておりますので、「教育委員会が中心」となると現状の中でなかなか厳しいものがあるのかなというふうに私自身は考えております。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、そういうような条件をつけて教育委員会としては、地場産品を拡大していったらいいのではないかという、産業振興課が中心となって、もちろん教育委員会はそれには協力する。それだったら、教育委員会でもできますか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。

これはあくまでも議会から町長に対する提案のうち、教育委員会にかかわるものを抜粋していただいたものでございます。ですので、議会がこのように言っても、教育委員会ではこの辺については町が主体となってやるべきだとすれば、そういった提言に対する回答でよろしいかと思えます。これは今後とも、いま課長が言った産業振興課のほうと協議を進めながら、どこが主体となって進めるかを決めていけばよろしいかと思えます。

ですので、教育委員会がねじり鉢巻きしてやりますよというわけではないと思えますので、そのように事務局は考えております。

委員長（後藤眞琴君） 教育委員会が中心となつては、大変でないかと思えますが。

あとほかに何か、ご意見。

教育長（佐々木賢治君） 例えば1番にしても、お金絡みですので教育委員会で「はい、やります」とはなりません。ですから、大変ありがたい話なのですが、やはりこれは町長部局との協議をお願いする立場になるのではないかなと思えます、特に1番目は。

委員長（後藤眞琴君） 教育委員会の意見はと聞かれたときに、今日ここで話し合ったことを踏まえてお話しいただくと。できるかどうかはまた別に。ほか、何かありますか。

(「なし」の声あり)

そのほかございませんでしたら、今回で決定できる議事ではありませんので、教育委員会でも勉強し、継続して協議してまいりたいと思います。

協議事項 日程第10 第3回美里町総合教育会議について

委員長(後藤眞琴君) 次に日程第10、第3回美里町総合教育会議について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、今から資料を配付いたしますので、少々お時間をください。

それでは、いま配付させていただいたものは、今年の12月定例教育委員会で各委員にご意見いただいた学校再編ビジョンの修正したものでございます。これをもって、2月4日に開催される総合教育会議において、町長と協議を進めていただけたらと考えております。

それで、12月定例会の際に、最終的な「てにをは」とか文言の整理については、委員長と事務局にお任せいただくということでご承認をいただいておりますので、その修正した部分をこの場でお伝えしまして、この資料が総合教育会議の場で協議されることを、認識いただけたらと思っております。

まず、「はじめに」の部分でございます。これについては委員長が作成されたものをもとにしまして、文言をまとめさせていただいておりますので、そのようにお考えいただきたいと思います。2ページの「はじめに」の部分でございます。

次、3ページでございます。「学校再編の必要性」となっておりますが、その部分、案の中では「学校の統廃合」という言葉が入っておりますが、「統廃合」という言葉はなかなか町民皆さん方に理解いただけない部分がありますので、その部分を削除いたしました。また、文言の中でも「統廃合」という言葉を「再編」という言葉に変えさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、6ページになります。6ページにはアンケート調査結果の内容が書いてあります。その中で中学校の保護者回答のところでございますが、「中学校は現状3校のままだが望ましい」というのが、括弧して「ほとんど」となっておりますが、これを「約8割」というふうに訂正させていただいております。ほとんどと言いましてもどの程度がほとんどなのかというのわかりませんので、「約8割」と数字を入れて訂正しております。

次に、8ページでございます。8ページの学校再編ビジョンという欄の3行目に、こちらにも

「統廃合」という言葉が入っておりましたが、その「統廃合」を取りました。2行目から読みます。「教育委員会で協議し、美里町の小中学校の再編を次のように教育環境を整備することによって」ということで、「統廃合」という文字を削除させていただいております。

次に、箱の中でございます。1、ハード面。小学校の部分でございますが、「内容」の欄に「経過措置として」という言葉がございます。その経過措置として、「現在の6校を中学校区に1校ずつの3校にできるだけ早く再編することが望ましい」となっておりますが、この望ましいという考え方は、このビジョンの中では余り使わないほうがよろしいのではないかということで、「できるだけ早く再編する」と言い切りたいと思います。

次、9ページの中学校でございます。中学校の「内容」の欄です。「現在の3校を1校にできるだけ早く統合することが望ましい」となっておりますが、これについては「できるだけ早く再編する」と断言したいと思います。

そうしまして、10ページの修正がなくて、11ページになります。実施方法でございます。その中で実施期間、一番下の表がございます。その中で「小学校統合」「中学校統合」とありますが、この「統合」という文字を「再編」に改めさせていただきたいと思います。「小学校再編」「中学校再編」という文字に訂正をさせていただきたいと思っております。

以上、12月に一度お示ししたものを委員長、あとは事務局のほうで見直しさせていただきまして、このように訂正したものを総合教育会議の場で協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、説明を終わらせていただきます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございませんでしょうか。

寒河江さん、僕もうっかりしていたけれども、3ページ、ローマ数字の 学校再編の必要性というところの最後のところ、これは「学校の統廃合」とありますね。これ、僕もちょっと見逃してました。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） まだありましたね、申しわけございません。その部分を「再編」にですね、申しわけございません。

委員長（後藤眞琴君） それからもう一つ。慌てて僕たちも修正をしましたものですから、抜けているところ、今みたいなケアレスミスティクがあるかもしれませんので、もう一度見直して、これはまだ町長に渡してありませんよね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 原案としては渡しておりますが、最終的な資料としては来週早々にでもお渡ししたいと考えております。

委員長（後藤眞琴君） それまでに何か語句のちょっとしたケアレスミスがあれば、訂正したいと思いますので、もしお気づきの点ありましたらよろしくお願いします。

ほか、何かございますか。よろしいですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、委員長。もう一つ案件があります。「美里町いじめ防止基本方針」のことがございますので、これについてもたまたま資料をお渡ししますので、よろしくお願いします。

〔「美里町いじめ防止基本方針」の資料の配布あり〕

委員長（後藤眞琴君） それでは、寒河江さん。総合教育関係の2番目の議題についての説明をお願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、それについては教育長のほうから、説明をいただきますのでお願いします。

教育長（佐々木賢治君） それでは、前に大友参事のほうから提案がございました中に、11ページ、茨城県の方針を参考にした小さい字のものですが、お手元にありますね。この部分の差替え、訂正ということでつくらせていただきました。それが1枚目のもので、「美里町いじめ防止基本方針（一部改定）」という項目で、茨城県の参考のものをかなり簡略したもので作成いたしました。内容を読みます。

家庭の役割。1、保護者の責務。保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、家庭教育の中で子どもの規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを子どもに意識づける必要がある。

2、保護者の役割。（1）日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。（2）子どもと過ごす時間を大切に、子どもを理解するとともに子どもの変化に気づくように努める。（3）基本的な生活習慣の確立や情報機器の使用ルールの策定など、家庭におけるルールづくりに努める。（4）学校の教育方針や教育活動への理解や協力を努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションがとれるよう心がける。

それから 地域の役割。いじめはどこでも起こり得ることから、地域と学校との連携が必要であり、さらには地域の大人たちが子どもたちと積極的にかかわるなど、家庭や地域社会が一体となって子ども達を見守る必要がある。

1、未然防止の取り組み。学校と地域が情報共有などを図り、常に連携を図るよう努める。地域はさまざまな交流活動や体験活動を通して、子ども同士また子どもと地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

2、早期発見の取り組み。地域の住民、企業従事者、商業施設などの関係者は地域において、いじめまたはいじめと疑われる行為を認めたときは、最寄りの学校または教育委員会などに連絡する。「など」というのは、駐在所とかそういった関係機関も入ろうかと思えます。保護者、家庭の役割と地域の役割。以前はなかったのですが、やはり方針に入れておいたほうがいいだろうと。家庭、地域の役割といったものは、いじめ防止に重要なものと思ひまして、以上まとめさせていただきます。

もし、あと何か追加とか訂正等があれば、さっきの再編ビジョンと同じようにすぐ直せますのでよろしくをお願いします。

委員長(後藤眞琴君) ということですが、いまご意見がありましたら、何かございませんか。

なければ、もう一度これ全体をみんな見まして、事務局に連絡お願いいたします。よろしくをお願いします。

教育長(佐々木賢治君) 済みません、1つだけ。文言ですが、地域の役割の2行目です。左のほうから読みます。「地域の大人たちが子どもたちと積極的にかかわる」と。「積極的」という言葉ですが、それは大事ですけれども、つまり、一番言いたいのは組織として、美里町はいろいろな団体、青少年支援団体がございます。そこを「組織的」として文言を変えたいのですがいかがでしょうか。組織はいっぱいあるのです。いろいろな「子ども会育成会」とか「保護者会」とか、10団体以上あると思います。

委員長(後藤眞琴君) いかがですか。「組織的、積極的にかかわる」ならどうですか。

教育長(佐々木賢治君) 並べますか。

2番委員(成澤明子君) 「組織を活用し、積極的にかかわるなど」ではどうですか。

子ども育成会とか図書館祭りとかいろいろなものがありますけれども。

教育長(佐々木賢治君) そうですね。では、「大人たちが子ども達と組織を活用し、積極的にかかわるなど」と。そういうふうに。

委員長(後藤眞琴君) そういうことにいたします。

ほか、何かありましたら。さっきもお話し願ひしましたように事務局のほうにご連絡を。

教育長(佐々木賢治君) よろしくをお願いします。

委員長(後藤眞琴君) ほか、何かございますか。それでは、来月開催される総合教育会議でこの件を町長と協議を行いたいと思ひます。委員の皆さん、ご出席をお願いいたします。

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第11、基礎学力向上・いじめ対策等につきまして、協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ただいま資料を配付させていただきますので、お待ちください。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） では、私のほうからご説明申し上げます。

全国学力状況調査結果を受けた各校の課題と対策というのが、各学校から上がってまいりました。委員さん方には校名が入っているのを渡してありますが、傍聴の方には公表しないということになっておりますので、学校名は入っておりません。ご理解をお願いしたいと思います。

それで、それを受けて先月の校長会のほうで、町としてというよりも教育委員会として家庭学習のすすめ方についてのパンフレットと申しますか、そういったものを啓蒙のために出していただけないかというような話がありました。そこで、実は各学校では「家庭学習のすすめ」というのをそれぞれ独自に出しているのです。それを寄せ集めましてまとめたのが、これということになります。

課題と対策の1ページをごらんください。数字がちょっと網かけになって見えないところがあると思いますので申し上げます。多分、端のほうが見えないのが多いでしょうか。理科の部分です。上から矢印が全部下です。これは、全国平均と比較すると正答率が下がっていますよという意味になります。それから、矢印が上を向いているのは、全国平均より若干アップしていますということです。それで理科のところ、上からマイナス2.5ポイント。次がマイナスの0.2、その下がマイナス2.5、その下がマイナス1.1、その下がマイナス18.9、一番下がマイナス13.1という数字です。算数Bのところ見えますか。中学校の3ページのほうは、多分見えるかと思うのですけれども。

全体的に見てみると、上回っている部分と申しますか学校さんと、下回っている学校とがわかるかと思えます。ただ、では先生方の指導が学校によって違うのかということ、そんなことはないのです。分析していくと、家庭での勉強、学習に取り組む時間帯、非常に少ない学校とそれから比較的頑張っている子どもがいる学校とでの差が出てきているということが、見てとれます。

それで、最初に戻りますけれども、全部取りまとめると、小学生については学年掛ける10分の勉強時間を勧めています。ただ学校によっては、できればさらに10分だよということで、例えば小学1年生であれば最低1日10分、プラス10分だと20分の勉強時間というようなことを奨励していきたいということです。中学生においては、2時間の勉強時間を家庭で確保できれば

いいのではないかと学校では考えています。それから、中学校においては、教科ごとに「こういう勉強がいいですよ」というようなポイントを示しているといいますが、3中学校ともそれぞれ教科ごとに出しているようです。

それで、取りまとめると、そのために宿題は必ずやってほしいということ。そしてどの小・中学校でも学年に必ず、毎日宿題はあると。それで、子どもにきょうは宿題ないのと聞いたときに「ないよ」というのは、これはうそを言っているということになります。ほとんど毎日宿題はあります。それから、中学生においてはそこに書いてあります、さっき言いましたけれども、教科ごとに参考事項を例示していますので、それをさらに見てもらいたいのかなと思います。

もしかするとですね、子どもさんが握り潰している可能性もあるといいますが、保護者の方にきちんとそういうのを見せていない子どもさんも、多分いるのではないのかなと思います。

それから、星印の2つ目です。毎日机に向かう習慣を身につけてほしい。それは、土曜日から日曜だからお休みの日だからということではなくて、毎日机に向かってほしいのだということです。ただし、勉強で向かうというと嫌気が、やはり休みたい日もあると思いますので、ただ、小学生は本読み、教科書でもいいしほかの本でもいいですよと、音読しましょうと。

中学生は黙読で早く読む習慣をつけましょうということです。それから、勉強でなくてもいいのだと。読書、本読みでいいのですよと、本当に読書でもいいのですということです。そして、本好き、読書好きの子を育てましょうということです。

それから、幼稚園あるいは保育所の幼児の対応については、机やテーブルで絵本を見せたり読み聞かせたりをしましょうと。小さいうちからとにかく机に向かう、あるいはテーブルに向かう、親と一緒に本を見たり読んだりするという癖をつけておくということが大事かなということです。

それから、星印3つ目です。学習に集中するということで、部屋や机上の整理整頓をきちんとする。テレビを消す。ゲームや携帯電話は時間を決めてやる。それから、ノーテレビ、ノーゲームデーを必ずつくと学校では指導していますよということなので、これをさらに家庭に広めたいなと考えているところです。

そこで、お家の人をお願いします。お子さんの将来を考えましょうということで、家業を継がせるからと安心できる世の中ではありません。鉛筆や箸をきちんと持てる、あるいは挨拶や受け答えがきちんとできることが就職の最低条件になっていますよと。家庭でやるべきことはたくさんありますが、まずは子どもに学問をしっかり身につけさせましょうと。そのためには、

学習環境を整えましょうということです。室内はすっきりと。文房具がそろっているかどうか。その辺のものがあればいいのかなということです。ただ、余りキャラクターものは要りません。シンプルなが一番ですよということです。

取り組みのやり方としては、宿題と本読みを最初にやらせてくださいと。それが終わってから自主勉強をとということを各学校で勧めています。小学生のお子さんがあるときは、音読を聞いてあげてほしいと。それから家庭学習が終わったらといいますか、できたらしっかり褒めてあげるとことです。それから、印鑑を押すところやコメントを書くところがあるときは必ず押印し、コメントの記入をお願いしたいと。そのことによって、明日もやるぞという意欲につながっていくということです。

最終的に学習が終わったら、あしたの用意をさせましょうと。忘れ物がないようにしてほしいなというようなことが、各学校それぞれ表現は違うのですが、まとめるとこういうことだということでございます。

それで、委員会の名前で、学校の子どもたちを通して、保護者にもこれは徹底していきいたいと考えているという案でございます。ご意見があったらお聞かせいただければと思います。

私からは説明は以上です。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございましたらどうぞ。

では、僕のほうから。毎日机に向かう習慣を身につけると、これは結構なことなのですが、僕は大学生に指導していたのは、ちゃんと計画を立ててやって、月曜日からせいぜい金曜日あるいは土曜日まで勉強する。1週間に1回は必ず何もしない日をつくるのだというふう

に指導してきたのですが、毎日やらないとだめですか。ここでちょっとペナルティ的なことを言いますと、会社が何で日曜日を休みにしたのかとずっと思っていたら、神様が月曜日からずっと働いて土曜日になったと。日曜日に疲れたのだそうです。それから日曜日は休みにになったのだというようなものが書いてありました。

ですから、小学生、中学生が普通に毎日やっていて、今週はちゃんと土曜日までやったのだから、日曜日は思いっきり机から離れて自分の好きなことをするぞと、そういう考え方もあっていいのではないかなと思ったりするのですけれども、いかがなものでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） それはですね、そのとおりですが、そういうことが、できているおさんは別にこれにこだわる必要はないのですが、問題はそうでないおさんの場合なのです。ただ、そういうおさんの場合は、申しわけないのですが、家族ぐるみでそういう

ふうになっているというパターンが非常に多い。できていれば別にこれにこだわってノーテレビデー、ノーゲームデーもなくとも十分だという子どもはいると思います。

その辺は、家庭の判断かなというふうに思うのです。ただ、学校としては呼びかけとしてはそのような呼びかけをせざるを得ないのかなというふうに考えています。

委員長（後藤眞琴君） 千葉委員さん、どうですか。お子さんは自分でちゃんとやっていたか。「土・日曜日は学校も休みなのだから、金曜日まではちゃんと勉強してね」、そういう指導なんかもしていますか。

4番委員（千葉菜穂美君） 私も仕事の指導では、やはり休むと指が動かなくなるから、毎日10分でもいいので、続けてねとはお話しします。なので、例えば小学校6年生で60分、日曜日大変だったら30分でもいいから机に座る、勉強するという感じでいいのではないかと思います。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） まあそういう意味も含めて「毎日机に向かう習慣を身につける」の欄には、勉強でなくても読書でもいいですよと、そういう意味も含めて書いています。

大体、テストの傾向を見ると読み取りが苦手なのです。字が読めないといったら変ですけども、文章の読み取りがきちんとできていないので、例えば国語だけではなくて算数、数学の文章題になってくると非常に点数が悪い。結局文意が、題意がとれていないということになってくるので、やはりその辺でも算数、数学あるいは理科の成績向上を目指すのであれば、やはり基本となる国語をきちんとしておかないとだめなのかなという思いはします。

委員長（後藤眞琴君） 僕もその点は先生と同じです。まず国語力ね、日本語。母国語の力をまずきちんと身につけない限り、社会の教科書だって算数だって理科だって、全部日本語で説明してあるのですよね。だからそれで、ちょっとずれるかもしれないけれども、まず英語をやりましょうというより、英語の前に日本語をきちんとやらないと基礎学力はつかないと思うのです。

英語を理解するのだって僕たち日本語ですよ。だから、まず本当に日本語をやらない限り基礎学力はつかない。その辺のところを、多分先生たちはもう経験からよくご理解いただいていると思いますけれども、本当にそれは先生と全く同じです。

それから、余計なことですけども、去年から学力学習状況調査、全国それから宮城県の結果を見ますと、必ずしも小規模校だから成績がいいとなっていないですよ。

小規模だから、15人だったら15人でいいかということは、一概に言えないですよ。少なくとも美里町では。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 大規模校では少人数学習で効果が出ていると。それもたし

かなのです。ですが、小規模校の成績がいいのかといたらそうはいかない。

でない、そして過疎地の子どもたちはみんな成績が良いということになってしまうのですが、そうではない。やはりそれなりのきちんとした学習習慣が身につけていたり、お互い子ども同士で切磋琢磨する競争があったりして、初めて全体的に学力が上がっていくということなので、小規模校だからとどうのということではないのですね、成績には結びつかないと。

委員長（後藤眞琴君） 僕は習熟度別の少人数学級、これを徹底しなければならないのではないかなと。ただ、小規模学校で少人数クラスをつくれればいいのではなくて、少人数クラスをつくっても、学力差がありますよね。それを習熟度別にに応じて少人数教育を徹底させる、それが基本になるのではないかな。そのためには日本語をきちんと、僕も日本語だめなのですけれども。

その辺のところを感じました。勝手なことを言って申しわけありません。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 課題と対策の2ページの質問紙からという欄の中に、学校以外での読書を全くしない児童がいっぱいいると。それから、読書量が県、全国平均と比べて非常に大幅に少ないとかですね、やはり先生方も見ているのですよね。とにかく本を読まない、すぐ画像に頼ってしまうという傾向がどうしても強いので、今だとパソコンとかメールだとかそういったもので、字も間違った字で送ってお互いにやりとりして、それでも伝わっているようですけれども、そこが不思議なのだけでも、本来の文字の意味するところ、そういうの全然関係なくやりとりしているということなので、やはりきちんと本が読めるようになるということが、大事なことなのではないのかなと思います。

委員長（後藤眞琴君） その点も、本を読む前に教科書、僕はことし中学校の教科書を選定しているのですが、社会と国語を読んだのですけれども、あれ、結構いいこと書いてありますよね。まず、本読みよりも前に教科書を音読すると。中学生でも小学生でも。これをかなりやったらいいですね、社会の教科書もね。音読するようにしたらと思います。

だから、本、本といっても本読みよりも前にまず教科書、そして文部科学省が喜ぶかもしれませんが、教科書を徹底して音読してもらうようにしたらどうかなと思います。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） ちょっと余談になりますけれども、学び支援事業というのを取り組んでいます、教育委員会で。それで、夏休みとか冬休みに子どもたちの希望者を募って勉強会するので、あくまでも自主勉強です。

そうしたときに、子どもたちのやっているのを見ると、漢字練習も一所懸命やるのだけでも、うそ字を書いている練習なのですよね。そうすると、ただうそ字を練習しているので、間違いを練習しているということになりますし、そういうのを家庭できちんと見てあげないと、

子どもはそのまま覚えてしまう。それから、課題を早く終わった子を見ていると、次にやることがないというようなことになってくるのだけれども、そういうときに自分の好きな本を1冊持ってあるって、終わったらそういうものを見るようにするとか、教科書を勉強会に持ってこない子どもが多いというのが、ちょっと気になるなと思っていました。

委員長（後藤眞琴君） それから余談ね。大学の英語の入学試験に何十年も参加してきたのですけれども、英語はできているのですけれども、日本語が間違っている。肝心のキーワードになるその日本語が、漢字が間違っているのです。全然違った意味の漢字を書いている。それでみんなでそのときどうするって、英語はちゃんとできている。読めているのですから。文法とか。そういう高校3年生がいるというのは、これはやはり基礎学力の問題ですよ。

その辺のところ、英語の試験なのに日本語も関係してきたら変ですよ。だからやはり、きちんとしたものを小学生から教える体制をつくっていくという、僕たち責任ありますね。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 一応ですね、家庭学習のすすめということでA4判1枚をお渡ししたほうがいいのかなということで、余りいろいろなことをつけ加えればいっぱいあるのですけれども、最低限のところを絞るとこういうことだということなので、委員さん方も後日で結構ですので、これに対してご意見いただければいいのかなと思っております。

よろしくをお願いします。

委員長（後藤眞琴君） これ僕も直接余り関係していないので、千葉委員さんよろしくお願ひしたいと思います。それから留守委員さんもね。よろしくをお願いします。

それでは、それを1ページ以内でですね、はい。

教育長（佐々木賢治君） 確認させていただきたいのですが、学力向上に向けて教育委員会としての一つの取り組みとして、この「家庭学習のすすめ」を各家庭にぜひ配布したいと。

内容はいろいろな検査の結果、質問紙からのいろいろな課題が出ています。それらの解消に向けたものがほとんどなのですが、まず子どもよりも親御さんに読ませたいという、岩淵指導員の意図がこれにいっぱいあるようなのです。家族ぐるみで家庭学習できる環境。

それでまず出していいかどうか、まずここで確認させていただきたいと思います。あと、内容については今いろいろ協議いただきましたが、もう少しレイアウトを、箱で囲むところを囲むとか、その辺は事務局で岩淵先生と相談しながら読みやすいように、あるいはどこか家庭で掲示板に張っていただけるように、ポイ捨てされないように少し工夫をしたいなと思います。

2点目は追加なのですが、まずこれはいつから、新年度からですか、その辺ですね。

まず、出していいかどうかということと、あと、その時期ですね。

委員長（後藤眞琴君） それでは、来年度からこの家庭学習のすすめというものを教育委員会として取り組んでいきたいということ、その点につきましてご意見を伺いたいと思います。

2番委員（成澤明子君） やはりいま教育長さんもお話しされたように、見ても捨ててしまうということのないように、張って見たりするということであると、レイアウトであるとか言葉であるとかというふうに読ませたい工夫というのは必要ではないかと、読みたいような工夫が必要ではないかと思います。

あと、後ろのほうに課題と対策というのの校名も書いてありますけれども、これは違うのですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） これは、後ろのほうは渡す予定はないです。本日の資料です。

2番委員（成澤明子君） ここだけですね。はい、ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴君） やはり先生、気になる。小学生は本を音読し、中学生は黙読もしましよというの。中学生も音読しても悪くないですね。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） いや、そんなことはないです、いいのです。

委員長（後藤眞琴君） 中学生は黙読「も」しましょうと。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 黙読「も」ですね。

委員長（後藤眞琴君） そういところですか。これはいつまでに出すのですか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） そうですね、とりあえず文言等の加除修正については、次の教育委員会あたりまででいいかと思います。

委員長（後藤眞琴君） それでは、こういうことを取り組むということによろしいですか。

それからもう一点何でしたか。新年度からよろしいですか。それではその文言について、これは岩淵先生のほうに連絡を入れると。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） はい、お便りでもメールでも。

委員長（後藤眞琴君） 次回の定例会でも間に合いますか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 結構です、大丈夫です。

委員長（後藤眞琴君） では、それまでに直接岩淵先生あるいは次回の定例会のときにお話しするということをお願いいたします。ほか、何かございますか。

4番委員（千葉菜穂美君） 済みません、息子たちが小学校のときに家庭学習のすすめというファイルを渡されたのですけれども、それは学校独自のことだったのでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） それは学校独自なのです。だから、学校でやったのは恐ら

くこの倍くらいの中身だったと思います。

4番委員（千葉菜穂美君） そのファイルも一人一人に渡されて、うちは3人息子にそれぞれあるのですけれども、何か自然消滅のようになってしまった感じでした。集められてファイルにとじてという作業を授業参観のときに保護者が行って、そこにファイルを綴じて持っていくっていう流れだったのです、前は。それでだんだんなくなってきたので、やはりこれと同じような内容だったと。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） あと、中学校も一人一人の生徒が自分で一日の生活の流れについて、時間を区切ってタイムスケジュールをつくって先生に提出して、できたかどうかを点検してもらっている学校もあるのです。

ただ、それが提出する子が全員ではないといけない。その辺の取り組みをもう少し力を入れればいいのかと思うのですけれども、なかなか難しいようです。

委員長（後藤眞琴君） 余計なこと言うようだけれども、宿題を出して先生はちゃんと見ているのでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 見ています、はい。

委員長（後藤眞琴君） ただいっぱい出したばかりではなくて、大丈夫ですね。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 見るのは大変なのですけれども、見ていますね、はい。

ただ、さっき教育長が言ったように「早寝早起き朝ごはん」も子どもというよりも、大人に頑張ってもらわないと子どもはできないことなので、実は「早寝早起き朝ごはん」は大人に課せられた課題だというふうに私は言いたいのですけれども。

委員長（後藤眞琴君） それでは、もう一度家庭学習のすすめを来年度から教育委員会として進めていくという、来年度から。それでこれについて、それから内容について何かありましたらまた次回の定例会、それまでに岩淵先生に意見がある方はよろしくお願いします。

ほか、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

協議事項 日程第12 美里町学校教育環境整備方針について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第12、美里町学校教育環境整備方針について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 先ほど日程第10、美里町総合教育会議の際に再編ビジョンの件を説明させていただきましたので、今月につきましては、この整備方針については特段申し上げることはございませんので、ご了解いただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を続けたいと思います。よろしくをお願いします。

その他 日程第13 2月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴君） その他に入ります。日程第13、2月教育委員会定例会の開催日について、事務局より開催日の案がございましたらお願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、日程第3の行事予定等の報告でも申し上げましたが、2月の教育委員会につきましては、18日木曜日の午後からの開催を事務局では希望しておりますので、委員皆様方のご都合の調整、よろしくお願ひしたいと思っております。

理由といたしましては、まず1つに2月19日までで委員長の任期が切れると。その前に委員長の選挙を行いたいということがまず1点。もう一点は、来年度の教職員の人事につきまして、県教委から町教育委員会の事前承認が必要だということでございますので、2月18日午後での調整をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） 2月18日午後からということで、いかがですか。ご都合の悪い方は、おりますか。

では、2月18日いつものように午後1時半から。場所はこの南郷庁舎でということにしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

その他 日程第14 美里町総合計画について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第14、美里町総合計画について事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、美里町総合計画につきましては、これまでも教育委員会の中で協議をいただい

いるところでございますが、町の担当課のほうで日程などの変更が多少ありました。

というのは、12月の下旬から行うとしておりましたパブリックコメントが1月からとなっております。それに伴いまして、パブリックコメントの実施期間中が2月15日までとなりました。それで、教育委員会のほうにも意見があったらということで町長から意見を求められていたところでございますが、12月の定例会におきましてその旨をお伝えしたところ、1月上旬まで各委員様方からの提案事項は特段ございませんでした。それを受けまして、1月上旬からパブリックコメントが入っているということでございます。今回、2月15日までパブリックコメントを実施いたしますので、そのパブリックコメントについて、教育委員会にかかわる意見があれば、2月18日の教育委員会定例会の場で改めまして教育委員会としての考え方をまとめさせていただきたいと考えておりますので、ご認識よろしくお願ひしたいと思います。

また、いま現在修正した総合計画、総合戦略のほうが町のホームページにも掲載されておりますが、プリントアウトしたものを各委員様のほうにも配付させていただきたいと考えております。もしもそれに対するご意見などございましたら、2月5日までに教育総務課のほうに意見を寄せていただければ、その意見を加えた修正案を委員長と事務局がまとめた上で、もう一度町の企画財政課のほうに修正の協議などもさせていただきたいと考えております。

ですので、たびたび申しわけございませんが、もう一度総合計画につきまして、お目通しをいただきまして、ご意見がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思いますということでご了承いただきたいと思います。資料につきましては、きょうこの場で見ていただくのは大変でしょうから、自宅に帰ってから見ていただきたいと思います。資料は後ほどお渡ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） ただ今の説明について質問何かありましたらよろしくお願ひします。

僕ばかりしゃべって申しわけないのだけれども、パブリックコメントがたまたま中央コミュニティーセンターに行ったらあったのです。それで、1冊もらってきたのですけれども、それで見たら、みんな見たわけではないですが、もう見てがっかりした部分もありました。

最初の部分と教育委員会に関係するものを見て、そうしたら最初に基本構想で目指すべき将来目標、将来像。これ、変わっているのです、もう決まったことが。

それで、このパブリックコメントでは、地域が発展し賑わいのある生き生きとした暮らしができる町、という前に、「心豊かな人材を育む」、これ入れてあるのですね、今までなかった。

それで、教育委員会でも地域産業が発展するために学力向上を考えるのはおかしいのではないのかという話をしたときに、これは一応手続を踏んでこれでいいというふうに多数決として将

来像が決まったのですかね。それをこの「心豊かな人材を育む」とは書いてない。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいですか。それは審議会でのお話であって、最終的にこの総合計画を決めるのは町の策定委員会でしょうから、それまでの間に修正が加わったということで、どうなのでしょう。

答申はいただきましたが、その答申を最大限尊重はするでしょうけれども、その文言全てがこのパブリックコメントにかかっている文言ではないと思います。

委員長（後藤眞琴君） そういう策定委員会というのは、次長さんも入っていますよね。教育長さんも入っていますよね。

教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 策定委員会に変更した記憶はありません。そのままかなと思っていました。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 資料はお渡ししますので、もう一度家で見ていただくようお願いします。

委員長（後藤眞琴君） 教育長さん、策定委員会に入っていますよね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、資料のほうは莫大な量だったので、冒頭の部分と教育委員会にかかわる分だけ抜粋しましたので、ご了承願います。

（「休憩お願いします」の声あり）

委員長（後藤眞琴君） では、休憩とします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時36分 再開

委員長（後藤眞琴君） ただいまの説明に、ほか何か質問ございませんでしょうか。

それでは、前の月に引き続き、委員皆さんより意見がある場合は、先ほど事務局からお話がありましたように、2月5日までに意見をお寄せ願います。それを私、委員長と事務局がまとめ、教育委員会の意見として町長へ提言したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、そういうふうにしたいと思います。よろしく願います。以上でこの件は終了いたします。そのほか、事務局や委員から何かございますでしょうか。

なければここで暫時休憩といたします。休憩時間は10分程度とし、再開は午後3時45分からといたします。

なお、会議の初めに協議しましたとおり、報告第2号から報告第4号までの非公開事項とな

る秘密会は、休憩終了後に行います。傍聴者は入室できませんので、ご了承をお願いいたします。それでは、休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

〔傍聴者2名退席〕

午後 3時48分 再開

【秘密会】

・報告事項

日程第6 報告第2号 平成27年度生徒指導に関する報告(12月分)

日程第7 報告第3号 区域外就学について

日程第8 報告第4号 指定校の変更について

委員長(後藤眞琴君) 会議の初めに協議しましたとおり、報告第2号から報告第4号までは非公開事項となる秘密会で行いたいと思います。秘密会の会議録は一般には公開しませんが、記録としては残りますので、委員にはその点をご了解の上、発言をお願いします。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会開始 午後 3時48分

終了 午後 4時17分

委員長(後藤眞琴君) 以上で、秘密会の報告事項を終了いたします。

これで本日の議事は全て終了しました。委員や事務局から何かありますか。

教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 施政方針の原案を配布します。文章表現や文言の訂正がある際は、総合計画と同じように、2月5日までに事務局まで連絡をいただきたいと思います。基本的には毎年のスタイルと変更はございません。

よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。

それでは、今お話ありましたように、これをお読みになって、何かありましたら2月5日までに事務局のほうにお願いいたします。ほか何かございますでしょうか。

3番委員(留守広行君) 委員長、よろしいですか、済みません。行事予定の中に2月8日の議会全員協議会がありますが、私ども委員は出席したらいいのか、それとも重役の皆さんでいいのか、その辺はいかがですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 説明不足で申しわけございませんでした。2月8日の議会全員協議会につきましては、委員長、教育長、あとは事務局のほうで対応させていただきたいと考えておりますので、教育委員の皆さまは出席の必要はないと考えております。

委員長（後藤眞琴君） では、そういうことでよろしくお願いいたします。

ほか、何かございませんでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） いま渋谷次長が配付しました施政方針案の1ページ目の真ん中あたりに、「そのため専任の青少年教育相談員を新たに配置し」とあります。現在、岩淵専門指導員が2つの役職を兼務です。それで、青少年教育相談員の仕事量が大変多いのです。学力向上のほうにもお力添えをいただきたいのですが、そういった視点で青少年教育相談員の兼務を外したいと。それで決定ではないのですが、3月議会の当初予算に計上しています。

その考え方をご理解いただきたいと思います。これはまだ議会で議決されておりませんので、協議するわけにはいきませんので、今後の協議になります。

委員長（後藤眞琴君） その点よろしいでしょうか。それでは、ほか何かございますか。

（「なし」の声あり）

なければ、これで本日の議事は全て終了しました。これをもって平成28年1月教育委員会定例会を閉会いたします。長い時間にわたって協議いただきまして、ありがとうございました。

午後 4時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年3月29日

署名委員

署名委員
